

草津栗東行政事務組合附属機関設置条例

令和5年10月27日

条例第7号

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第138条の4第3項に規定する附属機関の設置等については、法律もしくはこれに基づく政令または他の条例に定めるもののほか、この条例に定めるところによる。

(附属機関の設置およびその担任する事務)

第2条 組合は、管理者の附属機関として別表の名称の欄に掲げる機関を置き、その担任する事務を同表の担任事務の欄に掲げるとおり定める。

(組織)

第3条 附属機関の委員の定数は、別表の定数の欄に掲げるとおりとする。

2 附属機関が担任する事務のうち、特定または専門の事項について調査審議等をするため、当該附属機関の委員で構成する分科会、部会その他これらに類する組織を当該附属機関に置くことができる。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関および管理者が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

名称	担任事務	定数
(仮称) 草津栗東火葬場整備・運営PFI事業者等選定委員会	(仮称) 草津栗東火葬場整備および運営に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業を実施する民間事業者の選定についての調査審議に関する事務ならびに当該施設の管理を法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせようとする場合における指定管理者の候補者の選定についての調査審議に関する事務	5人以内